

よくあるご質問

建物状況調査

R4.10.5

No	分類	質問	回答
1	申込関係	誰が、建物状況調査の申し込みができますか？	空き家バンクの登録申請者が申し込みできます。賃貸・購入希望者は申し込みできませんのでご注意ください。
2	調査要件	どのような住宅が建物状況調査の調査対象となりますか？	以下の全てに該当する住宅が申請できます。 ①ふじのくに空き家バンクに登録されている住宅 ②昭和56年6月1日以降に建築に着手した住宅、または、昭和56年6月1日以前に建築に着手した住宅で耐震診断を実施した住宅（耐震性の有無は問いません）
3	申請方法	申請は、どこにどのように行ったらよいですか？	専用サイトから申請いただくか、県住まいづくり課のメールアドレス宛てに送信ください。 (sumai@pref.shizuoka.lg.jp)
4	申請方法	郵送による申請はできますか？	できません。
5	調査全般	建物状況調査とはどういう調査ですか？	既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に適合する既存住宅状況調査であり、以下の調査を行います。 ①建物の構造耐力上主要な部分 ②雨水の浸入を防止する部分 ※配管・設備、雨樋の調査は含まれていません。
6	調査全般	どういう方が調査するのですか？	国土交通省が定める講習を修了した者が調査を行います。また、建物の規模によりますが、一般的に建築士が調査を行います。
7	調査全般	調査のために壁を部分的に撤去したりするのでしょうか？	建物状況調査は、目視を中心とした非破壊調査のため、壁の部分撤去などは行いません。
8	調査全般	悪い調査結果が出た場合、ホームページへの公表をやめてほしいのが可能でしょうか？	調査結果の良し悪しに関わらず、公表させていただきます。建物の状況を把握いただいたうえで、賃貸・購入いただくことで、購入後のトラブルの軽減等にもつながりますので、ご理解ください。
9	添付書類	「平面図」を提出とありますが、バンクの登録申請時に提出しています。改めて提出が必要でしょうか？	バンクの登録申請時に、建設図面の平面図を提出された場合は改めての提出は不要です。調査時に正確な図面を確認したいため、簡略間取り図のみを提出された場合は、建設図面の平面図を提出下さい。※建設図面が無い場合は、改めての提出は不要です。
10	添付書類	「建築基準法に基づく確認済証の写し又は、建築計画概要書等の写し（有する場合）」を提出とありますが、バンクの登録申請時に提出しています。	バンクの登録申請時に、提出された場合は改めての提出は不要です。
11	添付書類	「確認及び誓約書」に「当該空き家の売却、賃貸等を行う権利を有する者全ての同意を受けています。」とあるが、同意書が必要でしょうか？	同意書の提出は求めませんが、建物状況調査を実施する旨同意を得たうえで、申し込みください。
12	調査内容	しろあり業者も調査を行うようですが、どのような調査を行うのですか？	しろありの蟻道及び被害の確認を建築士の調査に加えて実施します。
13	調査内容	調査者は宅内に入りますか？	入ります。貴重品等はあらかじめお片付けいただくとともに、調査当日は立ち合いをお願いします。（媒介業者でも可）